

第2期身延町教育大綱及び第2期身延町教育振興プラン(案)に
関する意見募集の結果について

○本件に関する意見募集は終了しました。

○令和元年8月5日(月)から令和元年8月19日(月)の期間、ご意見を募集しましたが、要件を満たす方からの提出はありませんでした。

実施したパブリックコメントの内容は下記のとおりです。

■目的

身延町教育大綱は、教育の振興について、人口減少と著しい少子高齢化、本格的なICT社会の到来やグローバル化の進展などの社会の変化を的確にとらえ、このような状況に柔軟に対応した教育環境の整備や子育て支援制度の充実などを図り、『明日の「ふるさと・みのぶ」を担う人づくり』を基本理念に多様な個性や能力を育み希望に満ちた次代を担う人づくりを進めるため、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策をお示しするものです。

身延町教育振興プランは、『明日の「ふるさと・みのぶ」を担う人づくり』を基本理念に3つの基本目標と6つの基本方針を定め、教育を取り巻く動向や第二次身延町総合計画を踏まえ、国や県の第3期教育振興基本計画を参酌しながら、平成31年4月から令和6年3月までの5年間に取り組むべき施策を明らかにし、本町の教育の一層の推進を図るためのものです。

■背景

身延町教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に基づき、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、総合教育会議の場で町長と教育委員会が協議を行ったうえで町長が定めるものです。

また、大綱において定める本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針については、教育基本法第17条第2項に基づき策定する「身延町教育振興プラン」を位置付けることとします。

身延町教育委員会では、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、平成27年9月に身延町教育振興プラン(以下「第1期プラン」という。)を策定し、『明日の「ふるさと・みのぶ」を担う人づくり』を基本理念に掲げ、3つの基本目標と6つの基本方針を定め、様々な施策に取り組んできました。

平成27年11月には、身延町総合教育会議において、町長と教育委員会が協議・調整した結果、第1期プランの“目標”や施策の理念となる“方針”が教育大綱に位置付けら

れるとし、第1期プランを身延町教育大綱に代えることとしました。

国においては、平成30年6月に第3期教育振興基本計画が策定され、山梨県においても、令和元年6月に山梨県教育振興基本計画が策定されています。身延町教育委員会では、第1期プランが平成30年度末に終了することから、平成31年度を初年度とする「第2期身延町教育振興プラン」（以下「第2期プラン」）を策定するものです。

今回、第2期身延町教育大綱及び第2期身延町教育振興プラン（素案）がまとまりましたので、町民の皆様からのご意見を次のとおり募集いたします。

■ 対象となる計画

- ・第2期身延町教育大綱
- ・第2期身延町教育振興プラン

■ 公表場所

- ・身延町ホームページ
- ・身延町役場 本庁 企画政策課
- ・身延町役場 下部支所
- ・身延町役場 身延支所
- ・身延町役場 久那土出張所
- ・身延町役場 古閑出張所

■ 閲覧時間

- ・本庁舎、支所、出張所ともに平日の午前8時30分から午後5時15分まで

■ 募集期間

- ・令和元年8月5日(月)～令和元年8月19日(月)【必着】

■ 意見を提出できる方

- ・町内に住所を有する方
- ・町内に通勤し、又は通学する方
- ・町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
- ・町の行う施策等に利害関係を有するもの

■ 意見提出方法

- ・意見書用紙に必要事項をご記入のうえ、次の方法により提出してください。

①計画(案)の公表場所窓口へ直接提出

②郵送により提出

③FAXにより提出（送信先：0556-42-2127）

④Eメールにより提出（送信先：kikaku@town.minobu.lg.jp）

■ 提出用紙

・「第2期身延町教育大綱及び第2期身延町教育振興プラン（案）に対する意見書」（別紙1）をダウンロードするかアウトプットしてください。また、公表場所にも用意してあります。

■ 意見募集結果の公表

・提出されたご意見につきましては、内容ごとに整理・分類し、町の考え方とともにホームページで公表します。

・意見募集結果の公表の際は、ご意見の内容以外(個人情報)は公表いたしません。